

会 費 規 定

(趣旨)

第1条 この規定は、公益社団法人博多法人会(以下「この法人」という。)の定款第7条に規定する会費に関し必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会費の額は、別表のとおりとする。

(会費の納入)

第3条 会費は、請求があった後2か月以内に一括して納入しなければならない。

2 会費は、原則として会員が指定する金融機関口座から自動引落により納入する。

3 前項の自動引落により納入することができない場合、次のいずれかの方法によることができる。

- (1) 金融機関からの振込
- (2) 現金による事務局での納付
- (3) 集金

(中途入会者の会費)

第4条 この法人の事業年度の中途に入会した会員の会費の額は、別表の会費の額の月額に入会の日属する月の翌月からこの法人の事業年度末までの月数を乗じて計算した金額とする。

2 前項の会費は、入会后請求があった後1か月以内に一括して前条第3項に定める方法により納入しなければならない。

(催告)

第5条 会費の滞納が2年以上となる会員に対しては、文書により1か月の期限を設けて催告する。

(会費の用途)

第6条 毎事業年度の会費の額の20%以上の額は、この法人の公益目的事業に使用するものとする。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

(附則)

この規定は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

1. 正会員	会費(年度:4月～翌3月)	
	年額	初年度のみ 月額にて計算
資本金 500万円未満	7,000円	590円
資本金 500万円以上 1,000万円未満	9,000円	750円
資本金 1,000万円以上 2,000万円未満	11,000円	920円
資本金 2,000万円以上 3,000万円未満	13,000円	1,090円
資本金 3,000万円以上 5,000万円未満	15,000円	1,250円
資本金 5,000万円以上 1億円未満	18,000円	1,500円
資本金 1億円以上 10億円未満	28,000円	2,340円
資本金 10億円以上 20億円未満	40,000円	3,340円
資本金 20億円以上 100億円未満	50,000円	4,170円
資本金 100億円以上	80,000円	6,670円
資本金 1億円未満の法人の支店、出張所	6,000円	500円
資本金 1億円以上の法人の支店、出張所	8,000円	670円
資本金 なき法人	8,000円	670円
2. 賛助会員	年額	初年度のみ 月額にて計算
博多税務署管轄外の法人	20,000円	1,670円
博多法人会正会員に属する個人	3,000円	250円
博多法人会正会員に属さない個人	10,000円	840円